

郡山市協働のまちづくり推進本部設置要綱

平成22年10月27日制定

平成25年11月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年3月27日一部改正

令和3年3月24日一部改正

令和4年11月1日一部改正

令和6年3月25日一部改正

令和7年3月24日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(設置)

第1条 郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年郡山市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、協働のまちづくりの推進を図るため、郡山市協働のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例第15条に規定する協働推進基本計画に関すること。
- (2) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長には、市民部長をもって充てる。
- 3 副本部長には、市民部次長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は、文書による回議をもって代えることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に郡山市協働のまちづくり推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 幹事長及び副幹事長
 - (2) 別表第2に掲げる職にある者（当該職が複数置かれている所属にあっては、その職のうち

から所属長があらかじめ指定する者)

(3) 前2号に規定する者のほか、幹事長が指名する者

3 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 推進本部の審議に必要な事項に関すること。

(2) 推進本部で決定した事業の執行に関すること。

4 幹事長には市民・NPO活動推進課長を、副幹事長には市民・NPO活動推進課長補佐をもって充てる。

5 副幹事長は、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときに、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要に応じ、幹事会の会議の経過及び結果を本部長に報告するものとする。

7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

8 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、第2項に定めるもの以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会に関する庶務は、市民部市民・NPO活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部次長、政策開発部次長、財務部次長、税務部次長、文化スポーツ観光部次長、環境部次長、保健福祉部次長、こども部次長、農商工部次長、建設構想部次長、都市構想部次長、教育委員会事務局教育総務部次長、教育委員会事務局学校教育部次長、上下水道局次長、農業委員会事務局次長

別表第 2（第 5 条関係）

総務法務課長補佐、未来創造課長補佐、財政課長補佐、市民税課長補佐、文化振興課長補佐、環境政策課長補佐、保健福祉総務課長補佐、こども総務企画課長補佐、農業政策課長補佐、道路計画課長補佐、都市政策課長補佐、教育委員会事務局教育総務部総務課長補佐、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長補佐、上下水道局総務課長補佐、農業委員会事務局次長